

「退職組合員」への移行お願い

茨城県学校生活協同組合

皆様には、永年にわたり学校生協をご支援・ご利用いただき、心より感謝申し上げます。

さて、学校生協では教育関係の仕事を完全にお辞めになった後も学校生協定款に基づき、「退職組合員」として学校生協の組合員として継続することが可能です。退職組合員となれば現職時と同様の各種サービスをご利用いただけますので、継続してのご加入をお願い申し上げます。

継続希望者については、2月末までの提出をお願いいたします。

I 継続して学校生協をご利用になる場合の手続きについて

(1) 「退職組合員」への移行の手続きが必要です。

引き続きご利用いただく場合には、「退職に伴う継続確認書」「退職組合員継続加入申請書」（別紙）の提出をお願いします。

(2) 「退職組合員」となって学校生協を利用する場合のメリットについて

① 現職の時と同様の各種サービスがご利用できます。

＊共同購入各種チラシによる物品購入（ご希望によりチラシを送付）

＊ゴールドカード（年会費無料、海外旅行等の傷害保険付）・ETCカードの利用

＊エネオスアソックガソリンカード（年会費無料）の利用

退職を機に各種カード（ゴールドカード、ETCカード、エネオスアソックカード）の新規発行も可能です。

＊京成百貨店等での指定店割引利用が継続（一部除外品あり）

＊団体扱い割引適用の保険継続（対象保険会社及び詳細は別途）

＊学校生協ホームページからの通信販売利用、各種サービス利用

② 現職の時と同様に出差金配当及び利用分量割り戻しがあります。

(3) 具体的な手続きについて

① 「退職に伴う継続確認書」の「1 継続して利用します」に○をつけ、「退職組合員継続加入申請書」（裏面）も、もれなくご記入の上ご提出下さい。

② 給与からの控除ができなくなるため、保険料・利用代金は銀行口座から引落となります。別紙「口座登録用紙」のご記入・ご提出をお願いいたします。

※口座の変更を希望される方も提出をお願いいたします。

すでに口座登録されている方は必要ありませんが、長期（10年以上）振替無い方は提出をお願いします。

※ 引落手数料は学校生協が負担します。

（団体扱い保険を継続する場合）

※ 引落日は、毎月23日です。

（23日が土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日となります）

